

北欧型二元的所得税は公平か？

日本証券経済研究所「証券セミナー」
2014年5月20日(火)

獨協大学経済学部 野村 容康

はじめに—報告の内容

- 二元的所得税(Dual Income Tax ; DIT)とはどのような税なのか？
 - なぜ二元的所得税が構想されたのか？
 - 二元的所得税の理論的根拠は何か？
 - 二元的所得税論の問題点は何か？
 - 現実の制度と実態はどうか？
- ⇒フィンランドの所得税に注目して、その所得再分配効果の一端を明らかにする。

1. 北欧の二元的所得税

(1) 1990年代初頭の北欧の所得税制改革

旧来の総合所得税から二元的所得税へ移行

		勤労所得の限界税率	資本所得の限界税率	法人税率
スウェーデン	91年改革前	36-72	36-72*	52
	91年改革後	31-51	30	30
ノルウェー	92年改革前	26.5-50	26.5-40.5	50.8
	92年改革後	28-41.7	28	28
フィンランド	93年改革前	25-56	25-56	37
	93年改革後	25-56	25	25

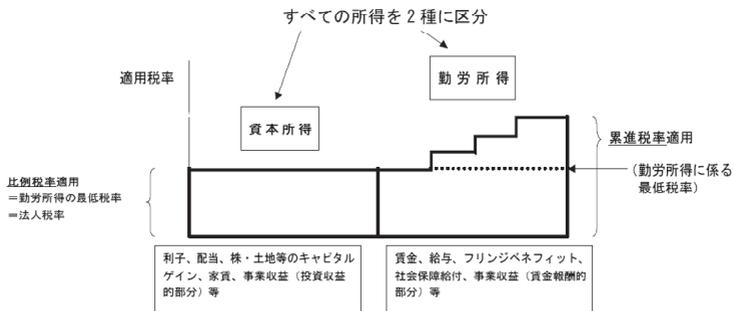
*1991年改革前には、株式の長期(2年超保有)キャピタル・ゲインは、限界税率の40%で課税されていた。

(出所)P.B.ソレンセン編著、馬場義久監訳『北欧諸国の租税政策』、p.4 を加筆修正。

3

(2) 理論的仕組み

— S. Crossen, "Dual Income Tax" (1997) に基づく概念図 —



(出所)政府税制調査会資料

4

2. 二元的所得税導入の背景

(1) 総合所得税の限界

- 株式キャピタル・ゲイン(留保利潤)、私的年金、持ち家に対する適切な課税が困難
- 支払利子、キャピタル・ロス控除を利用した租税裁定
高い限界税率がかかる通常の課税所得を減らしつつ、一方で上記の税制優遇貯蓄に投資
→ 金融資産所得税収はマイナス(スウェーデン)
= 垂直的不公平

5

(2) 金融のグローバル化

北欧諸国は小国開放経済

金融資本の移動性の高さ

→ 資本所得に対する税率引き下げ

▪ 資本所得と他の所得との分離課税

分離しなければ、所得税全体のフラット化を余儀なくされてしまう

6

3. 北欧型二元的所得税の根拠

(1) なぜ資本所得税と勤労所得税を分離して、前者の税率を低くするのか？

① 生涯所得を基準にした水平的公平に接近する
(支出税論の立場から、Sørensen[1998]、馬場[2000])

↓

包括的所得税の下では、生涯所得が同じでも貯蓄の多い個人が相対的に不利に。

7

• 二期間モデルによる説明

(仮定)

① 稼得した勤労所得 (Y_1, Y_2) は生涯ですべて消費 (C_1, C_2)

② 貯蓄 (S) は第1期のみで税率は比例税率 (t)

③ 貯蓄の収益率=現在価値への割引率 (r)

○ 課税なきケース

• 1期の消費: $C_1 = Y_1 - S$

• 2期の消費: $C_2 = Y_2 + S(1+r)$

⇒ 生涯消費の現在価値: $C_1 + C_2 / (1+r) = Y_1 + Y_2 / (1+r)$

○ 包括的所得税のケース

• 1期の税額: $T_1 = Y_1 \cdot t$

• 2期の税額: $T_2 = Y_2 \cdot t + S \cdot r \cdot t$

⇒ 生涯支払い税額の現在価値: $T_1 + T_2 / (1+r)$

$$= \{ Y_1 + Y_2 / (1+r) \} t + \underbrace{S \cdot r \cdot t / (1+r)}$$

8

(参考) 支出税と貯蓄収益非課税の等価性

○支出税のケース

- ・ 1期の税額 : $T_1 = (Y_1 - S) \cdot t$
- ・ 2期の税額 : $T_2 = Y_2 \cdot t + S \cdot (1+r) \cdot t$
- ⇒生涯支払い税額の現在価値 : $T_1 + T_2 / (1+r)$
- $= \{ Y_1 + Y_2 / (1+r) \} \cdot t$

○貯蓄収益非課税のケース

- ・ 1期の税額 : $T_1 = Y_1 \cdot t$
- ・ 2期の税額 : $T_2 = Y_2 \cdot t$
- ⇒生涯支払い税額の現在価値 : $T_1 + T_2 / (1+r)$
- $= \{ Y_1 + Y_2 / (1+r) \} \cdot t$

○しかし、貯蓄の収益率 (g) ≠ 現在価値への割引率 (r) では、支出税の効果は、貯蓄収益非課税のケースと異なる。

- ・ 1期の税額 : $T_1 = (Y_1 - S) \cdot t$
 - ・ 2期の税額 : $T_2 = Y_2 \cdot t + S \cdot (1+g) \cdot t$
 - ⇒生涯支払い税額の現在価値 : $T_1 + T_2 / (1+r)$
 - $= \{ Y_1 + Y_2 / (1+r) \} \cdot t - \{ S \cdot t + \{ S(1+g) / (1+r) \} \cdot t$
- $g > r \Rightarrow$ 支払い税額増加 (貯蓄収益非課税 = 労働所得税の課税ベースより大) !



② 人的資本が課税上優遇されている(包括的所得税論の立場から、Kaplou[1993])

包括的所得: $Y = C + \Delta W$

: ΔW には、人的資本も含まれるべき

③ 開放経済の下での資本逃避を防止(最適課税論)

生産要素(労働・資本)の弾力性の違い

④ 利子控除、ロス控除の作用を低率に抑える、税収イロージョンの阻止

(2) なぜ資本所得税率は定率なのか？

- ①キャピタル・ゲイン課税の適正化に近づく
 - 低率であることと併せて、ロックイン効果、インフレ課税の問題が軽減。
 - 定率とすることで、バンチングの問題(長期にわたって発生したキャピタル・ゲインが年間の所得として扱われることから、累進税率の下で過大な負担を強いられること)を解消。
- ②資産選択における中立性の達成に貢献
- ③所得形態の転換による租税回避誘因を生じさせない

11

(3)なぜ資本所得税率＝法人税率なのか？

- 借入れにともなう利子控除やキャピタル・ロス控除を利用しながら、株式投資を行うことによる租税裁定を防止
- ⇒費用と収益に対する対称的な扱いを実現

12

(4)なぜ勤労所得に対する最低限界税率＝資本所得税率なのか？

- ①自営業者、小規模法人オーナーによる租税回避の誘因を最小限に抑える
- ②最低税率に直面する納税者は従来と同じ総合課税の扱いにできる

13

4.二元的所得税論の問題点

(1)あらゆる資本所得を分離して低率に課税する積極的理由がない

- ①支出税論の立場からすると、超過収益のみを課税すべきで、正常収益は非課税とする必要。
⇒二元的所得税の下で、正常収益にプラスの課税を行うのは支出税の考え方と整合しない。

14

②包括的所得税論から人的資本重課を主張するが、そのKaplow[1993]の前提は、教育にかかるコスト＝時間のみで、金銭的費用が考慮されていない。その他、教育の外部性も考慮すべきではないか。

③たとえ勤労所得を資本所得よりも重課することが正当化されたとしても、勤労所得の最低限界税率＝資本所得税率、は首尾一貫しない。

15

(2) 最適課税論の立場からの根拠付けにも問題がある

- ①資本の供給弾力性が高いから低率＝小国・開放経済の論理ではないか。
→資本逃避(税制要因での)の実態は明らかでない。
- ②性質の異なる所得に異なる税率を課すことを主張するが、なぜ勤労所得と資本所得だけの区分となるのか理由がない。
- ③公平も考慮した場合には、必ずしも資本所得税率は勤労所得税率よりも低くならない。

16

(3) 租税裁定(税収ロス)を防ぐことが第一義的目的であるとすれば、ロス控除、利子控除の範囲を厳格に制限すればよい。

→制度として二元的所得税を前提にしなければならないという理由はない。

17

(4) 北欧型二元的所得税は次善的税制論

・低率の資本所得税を根拠付けるために、都合よく3つの租税論の一部を取り入れている。

＝包括的所得税や支出税にともなう技術的な問題点が解決されるまでの過渡的税制である可能性。

・執行面での制約がクリアされた後、どのような税制を志向するのか？

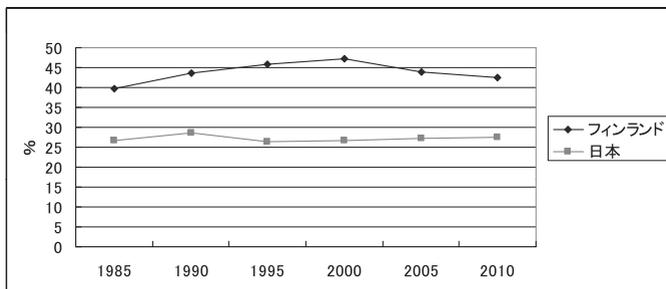
⇒包括的所得税なのか支出税なのか？

18

5. フィンランドの所得税

(1) 税負担水準と租税構造

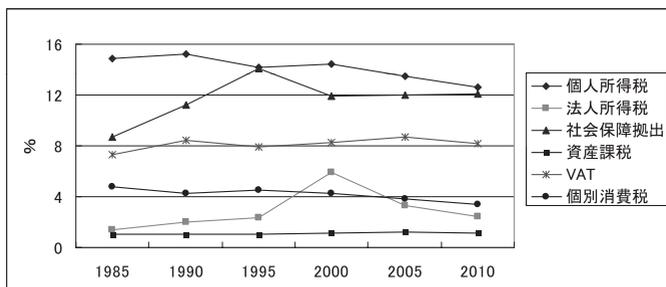
① 総税収(対GDP比)



(出所) OECD, Revenue Statistics

19

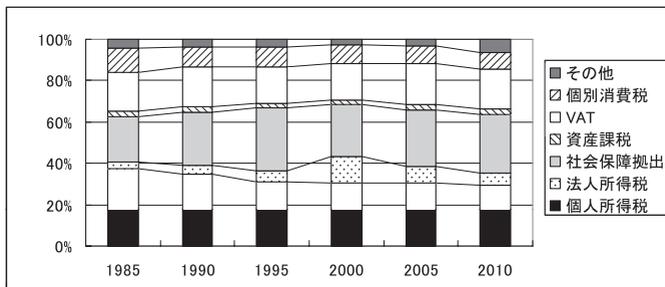
② 個別税目(対GDP比)



(出所) OECD, Revenue Statistics

20

③ 税収構造



(出所) OECD, *Revenue Statistics*

21

(2) 勤労所得税

基礎控除、社会保険料控除等を適用した後の課税所得に以下の税率がかかる。

(2011年時点)

所得金額 (EUR)	限界税率
0～15,600	0.0%
15,600～23,200	6.5%
23,200～37,800	17.5%
37,800～68,200	21.5%
68,200～	30.0%

* 加えて定率の地方所得税がかかる。税率は、地方によって16.25～18.5%。

22

(3) 資本所得税

① 原則

- ・税率：一律28%
- ・課税ベース＝名目資本所得の合計(利子、配当、キャピタル・ゲイン、不動産所得等)－(キャピタル・ロス＋負債利子)

② キャピタル・ゲイン課税等について

- ・売却額1,000ユーロまでのゲインは非課税
- ・取得額1,000ユーロまでのロスは控除不可
- ・控除不足額は翌年以降10年間繰越可
- ・2年超住宅からの譲渡益は非課税
- ・住宅ローン利子の控除は30%に対して控除可(税額控除額は1,400ユーロまで)

23

③ 配当課税について

1) 上場株式の配当

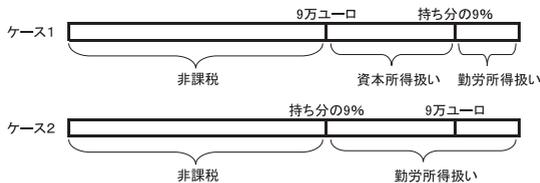
- ・受取配当の70%のみ課税(個人段階で実質的に19.6%)
→法人税(26%)を考慮すると、配当にかかる税負担率は
 $40.5\% (= 0.26 + (1 - 0.26) \times 0.7 \times 0.28)$

2) 非上場株式の配当

- ・株主持ち分(簿価)の9%まで非課税が資本所得扱い
- ・当該9%リミットの範囲内で9万ユーロまで非課税
→9万ユーロまでは法人税のみかかる
- ・当該9%リミットを超える部分は、その70%が勤労所得として課税、30%分は非課税

24

- ・非上場株式配当に関する課税関係：3つのケース
 - a. 株式持ち分9%未満かつ9万ユーロ以下
⇒ 非課税
 - b. 株式持ち分9%未満で、9万ユーロ超
⇒ 超過分は全て資本所得扱い (超過分 $\times 0.7 \times 0.28$)
 - c. 株式持ち分9%超
⇒ 超過分は全てその70%が勤労所得扱い
(超過分 $\times 0.7$ が累進課税の対象)



25

6. フィンランドにおける所得分配と 所得税の再分配効果

(1) 分析の枠組み

① 使用データ

- ・Statistics Finland, Income Distribution Surveyに基づくサンプルデータからの階層別集計データ
⇒ 2011年基準からより詳細な所得区分データを公表。ただし、現在までのところ1987年以降のみ入手可能。

26

②所得概念

(Statistics Finlandの定義)

- 要素所得＝勤労所得＋事業所得＋経常資本所得
(キャピタル・ゲインを除く)
- グロス所得＝要素所得＋社会保障給付
- ネット所得＝グロス所得－租税・社会保険料

↓

(本分析での定義)

- 経済的総所得＝勤労所得＋事業所得＋資本所得
(資本所得＝利子＋配当＋地代・家賃＋キャピタル・ゲイン＋帰属家賃＋その他)
- 受取総所得＝経済的総所得＋社会保障給付
- 受取純所得＝受取総所得－租税・社会保険料
- 所得税控除後所得＝受取総所得－国税所得税

27

③不平等度・再分配効果を測る尺度

1) ジニ係数

$$G_x = 1 - 2 \int_0^1 L_x(p) dp \quad (L_x : \text{ローレンツ曲線})$$

<各所得要素への分解>

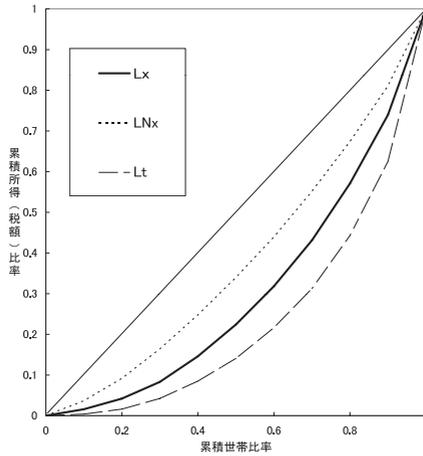
総所得がM種類の所得で構成されているならば、

$$x_i = \sum_{m=1}^M x_i^m \Rightarrow G_x = \sum_{m=1}^M C_m \frac{\mu_m}{\mu}$$

(x_i^m : i の所得 m の金額、 C_m : 所得 m の集中度係数、 μ_m : 所得 m の平均)

28

(参考)ローレンツ曲線(集中度曲線)



29

2) カクワニ係数

$$\Pi^K = 2 \int_0^1 [L_x(p) - L_t(p)] dp = C_t - G_x \quad (1)$$

(L_x : 課税前所得のローレンツ曲線、 L_t : 税額の集中度曲線、
 G_x : 課税前所得のジニ係数、 C_t : 税額の集中度係数)

30

3)レイノルズ・スモレンスキー(RS)係数

$$\Pi^{RS} = 2 \int_0^1 [L_x^N(p) - L_x(p)] dp = G_x - C_x^N \quad (2)$$

(L_x^N : 課税後所得の集中度曲線、 C_x^N : 課税後所得の集中度係数)

⇒両者の関係 (Kakwani(1986))

$$\Pi^{RS} = \frac{g}{1-g} \Pi^K \quad (3)$$

(g = 平均実効税率 = 税額 / 課税前所得)

⇒税の再分配効果 (Π^{RS}) は、課税レベルと累進度 (Π^K) の二つの要素によって決まる (Lambert(2001))

31

4)二元的所得税の再分配効果の要因分解 (Kristjansson(2010))

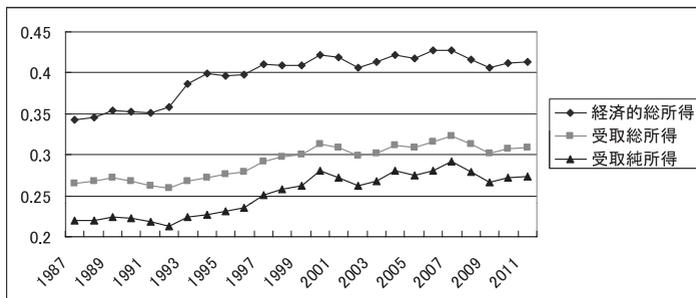
$$\Pi^{RS} = \underbrace{\alpha_L \frac{g_L}{1-g_L} \Pi_L^K}_{\text{勤労所得税の効果}} + \underbrace{\alpha_K \frac{g_K}{1-g_K} \Pi_K^K}_{\text{資本所得税の効果}} - \underbrace{[\varepsilon_L C_L^N + \varepsilon_K C_K^N]}_{\text{勤労所得と資本所得の分布の相対的關係による間接効果}} \quad (4)$$

α_L : 勤労所得シェア、 α_K : 資本所得シェア、 g_L : 勤労所得税の実効税率、
 g_K : 資本所得税の実効税率、 Π_L^K : 勤労所得税のカクワニ係数、
 Π_K^K : 資本所得税のカクワニ係数、 C_L^N : 課税後勤労所得の集中度係数、
 C_K^N : 課税後資本所得の集中度係数、ただし、 $\alpha_L^N = \alpha_L + \varepsilon_L$ 、 $\alpha_K^N = \alpha_K + \varepsilon_K$ 、
 α_L^N : 課税後勤労所得シェア、 α_K^N : 課税後資本所得シェア

32

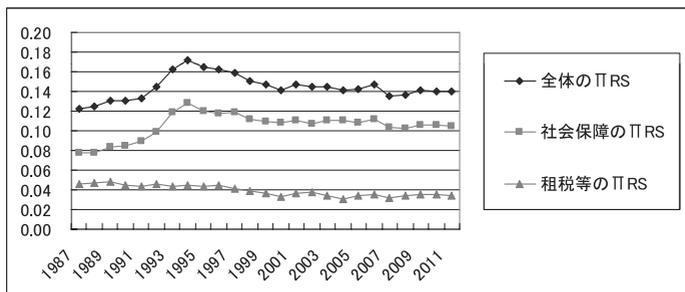
(2) 分析結果

① 所得分配(ジニ係数)の変化



33

② 所得再分配効果(RS係数)の推移

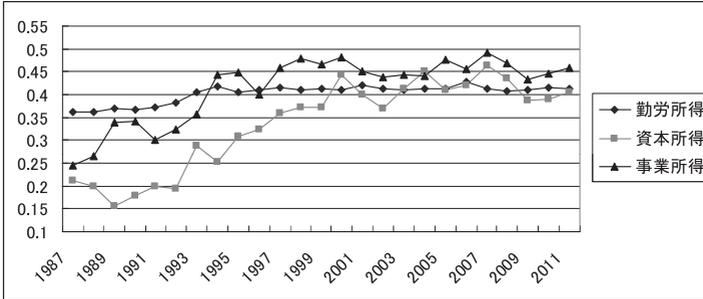


34

③ジニ係数(経済的総所得)の要因分解

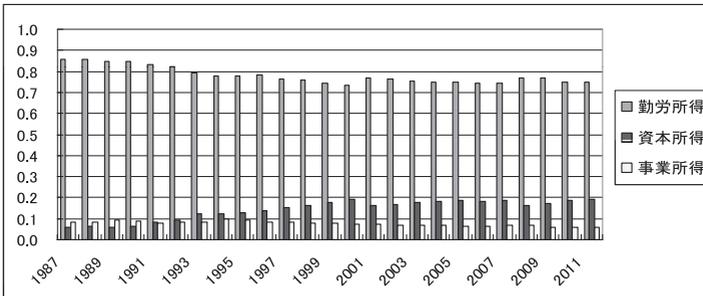
総所得のジニ係数 = (各所得の集中度係数 × 所得シェア)の合計

1)集中度係数



35

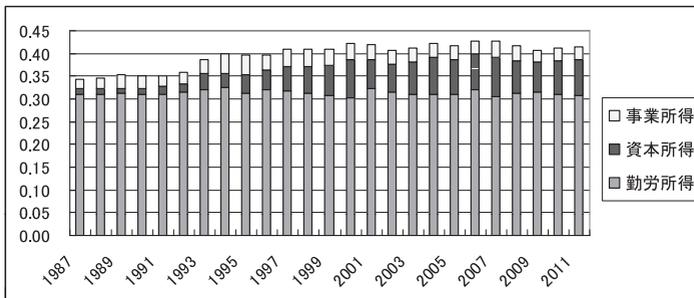
2)所得シェア



36

北欧型二元的所得税は公平か？

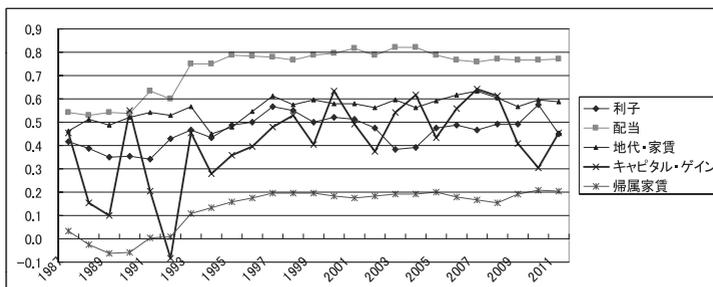
3) 寄与度



37

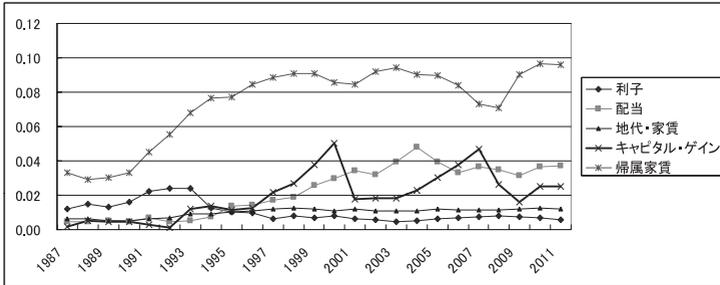
④各資本所得の貢献はどうか？

1) 集中度係数



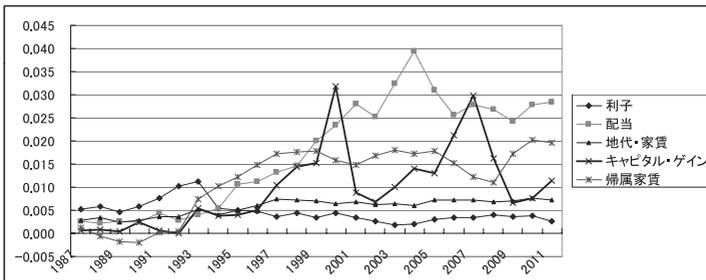
38

2) 所得シェア



39

3) 寄与度



40

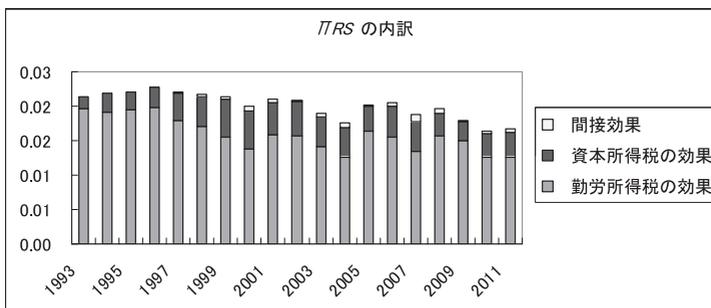
⑤二元的所得税の再分配効果

1)RS係数の要因分解

	1993	1996	1999	2002	2005	2008	2011
再分配効果	0.0213	0.0228	0.0213	0.0209	0.0203	0.0197	0.0167
直接効果	0.0214	0.0228	0.0210	0.0206	0.0200	0.0190	0.0162
勤労所得税	0.0196	0.0198	0.0155	0.0157	0.0163	0.0156	0.0126
累進度	0.2533	0.2362	0.2194	0.2385	0.2549	0.3115	0.3489
平均実効税率	0.0851	0.0935	0.0821	0.0757	0.0752	0.0578	0.0426
所得シェア	0.9084	0.8981	0.8596	0.8676	0.8515	0.8671	0.8505
資本所得税	0.0018	0.0030	0.0056	0.0049	0.0037	0.0034	0.0035
累進度	0.2938	0.2970	0.3171	0.3124	0.2763	0.2451	0.2687
平均実効税率	0.0666	0.0981	0.1250	0.1195	0.0909	0.1051	0.0876
所得シェア	0.0916	0.1019	0.1404	0.1324	0.1485	0.1329	0.1495
間接効果	0.0000	0.0000	-0.0003	-0.0003	-0.0002	-0.0007	-0.0006
勤労所得税要因	-0.0003	0.0001	0.0012	0.0012	0.0005	0.0014	0.0015
資本所得税要因	0.0004	-0.0001	-0.0015	-0.0015	-0.0007	-0.0020	-0.0020

41

2)二元的所得税の再分配効果



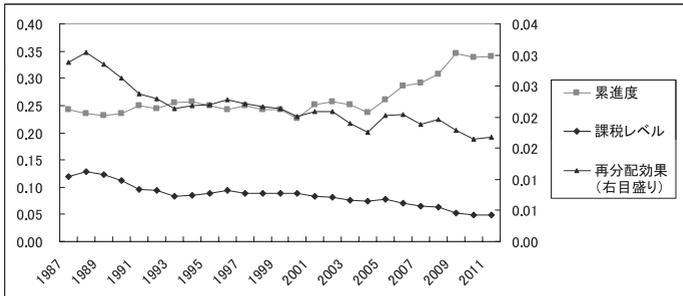
42

(参考) 税率構造の推移

	勤労所得税の税率構造(%)						資本所得税率(%)
	7	17	21	27	33	39	
1993	7	17	21	27	33	39	25
1994	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1995	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1996	〃	〃	〃	〃	〃	〃	28
1997	6	16	20	26	32	38	〃
1998	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1999	5.5	15.5	19.5	25.5	31.5	38	〃
2000	5	15	19	25	31	38	29
2001		14	18	24	30	37	〃
2002		13	17	23	29	36	〃
2003		12	16	22	28	35	〃
2004		11	15	21	27	34	〃
2005		10.5	15	20.5	26.5	33.5	28
2006		9.0	14	19.5	25	32.5	〃
2007		9		19.5	24	32	〃
2008		8.5		19.0	23.5	31.5	〃
2009		7		18.0	22	30.5	〃
2010		6.5		17.5	21.5	30	〃
2011		〃		〃	〃	〃	〃

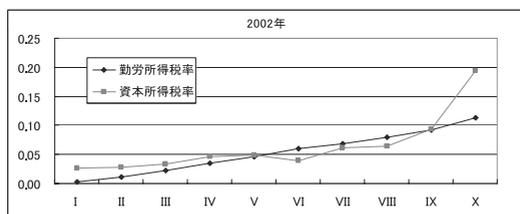
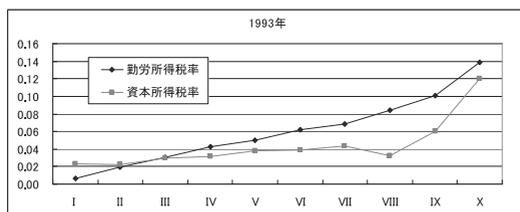
43

3) 総合所得税(87~92年)との比較



44

(参考)なぜ資本所得税は累進的なのか？
⇒所得10分位階級別平均実効税率



45

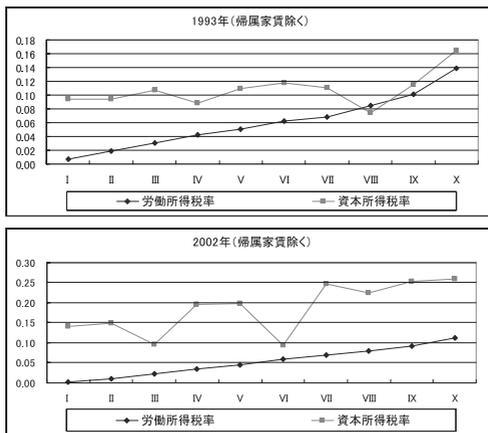
- 帰属家賃は所得要素の中で最も均等に分布
⇒集中度係数の低さ
- 帰属家賃の均等分布が、課税に際して
定額の所得控除として作用した可能性
⇒資本所得税全体の累進性を強める

↓

資本所得から帰属家賃を除外したら
どうなるか？

46

(参考) 帰属家賃を除外した場合の所得10分位階級別平均実効税率



47

7. 再分配効果に関するまとめ

(1) フィンランドの所得分配について

- ① 1990年代以降、フィンランドの経済的総所得(当初所得)の格差は拡大している。
- ② そうした所得格差は、資本所得の高所得層への集中によりもたらされた側面が強い。
- ③ 資本所得の中でも、とりわけ配当所得の寄与度が高い。

⇒ この点で、1993年の二元的所得税導入による影響が推測される。

48

(2)二元的所得税の再分配効果について

- ①全体を通じて、二元的所得税の再分配効果の大部分(7～9割)が勤労所得税によって決定
- ②この間、資本所得税それ自体が直接的に全体の再分配効果にマイナスの影響を与えた(資本所得税の寄与度が低下したからRS係数が下がった)とはいえない。
→むしろ勤労所得税の効果の低下を補うように、資本所得税がその寄与度を高めたケースも。
- ③80年代後半以降、所得税の再分配効果は低下傾向にあるが、それは特に2000年代の課税レベル(税率水準)の低下による。所得税全体の累進性は00年代に上昇。
→二元的所得税の再分配機能を確保するには、勤労所得税の課税水準と累進度を維持することが重要。

49

(参考文献)

- Kaplow, L.(1993)“Human Capital and the Income Tax”, *NBER Working Paper*, No.4299.
- Kristjansson, A.S.(2010)“Redistributive effects in a dual income tax system”, University of Iceland Working Paper.
- Lambert, P.J.(2001) *The Distribution and Redistribution of Income*, Manchester University Press.
- Nomura, H.(2013)“Nordic Dual Income Tax:A Review of Rational and Issues”,『獨協経済』、第93号.
- Reynolds, M. and Smolensky, E. (1977) *Public Expenditures, Taxes, and the Distribution of Income: The United States, 1950, 1961, 1970*. Academic Press.
- Riihelä, Sullström and Suoniemi(2008)“Tax Progressivity and recent evolution of the Finnish income inequality”, Working Paper
- Riihelä, Sullström and Tuomala(2005)“Trends in Top Income Shares in Finland”, VATT (Government Institute of Economic Research).
- Sørensen, P. B. ed.(1998) *Tax Policy in the Nordic Countries*, Macmillan Press(馬場義久監訳『北欧諸国の租税政策』(財)日本証券経済研究所、2001年)
- Sørensen, P. B. (2005)“Dual Income Tax: Why and how? ”, *FinanzArchiv/Public Finance Analysis* 61.
- 馬場義久(2000)「Dual Income Tax論と金融所得税制の改革—スウェーデンの経験を踏まえて—」日本の資本市場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論と実際』、(財)日本証券経済研究所。
- 馬場義久(2007)「スウェーデンとノルウェーの金融所得課税一元化—わが国への教訓—」金融調査研究会『諸外国の税制改革と金融所得課税のあり方』

50